

「鳩山イニシアティブ」における2012年末までの途上国支援

排出削減等の気候変動対策に取り組む途上国、及び気候変動の影響に対して脆弱な途上国に対し、国際交渉の進展状況を注視しつつ、
2012年末までの約3年間で、官民合わせて1兆7500億円(概ね150億ドル)規模の
支援(うち公的資金1兆3000億円(概ね110億ドル))(注)を実施。

※なお、この支援は、日本が優れた技術や知見を活用し、民間資金を引き出しつつ、独自に実施するものであり、気候変動に関する国際社会の途上国支援について、日本が分担すべき割合を予断するものではない。

(1)ODA (約8500億円(概ね72億ドル))

- ・無償資金協力、技術協力、有償資金協力を積極的に活用(合計:約7300億円(約60億ドル))
- ・日本が米英と主導して世界銀行に設立した気候投資基金(CIF:約1200億円(12億ドル))など国際機関への拠出

(2)OOF等 (約9000億円(概ね78億ドル))

- ・国際協力銀行(JBIC)等の活用で民間部門と密接に連携(うち民間資金が約4500億円(40億ドル))

意義

- 世界全体での温室効果ガス削減に貢献
- 途上国の気候変動(緩和)対策、緊急を要する気候変動の悪影響への適応を支援
- 2013年以降の新たな枠組みへの途上国の野心的な参加を促進 等

民間資金の活用

- ・日本の優れた技術や知見の世界への普及を促進
- ・民間企業の投資意欲を高め、支援をより充実化

(具体的支援策)

- ・省エネルギー・クリーンエネルギー化推進
- ・森林保全

- ・防災対策
- ・干ばつ・洪水等の環境被害対策
- ・生物多様性保全 等

(注)従前の公約の未実施分(約1兆円。うち公的資金約8000億円)に、CIFへの拠出やJBICについて法改正を行い積極活用を図ること等による新規資金約7000億円(うち公的資金約5000億円)を上積みしたもの。

決定 -/CP.15(仮訳)

締約国会議は、

2009 年 12 月 18 日のコペンハーゲン合意に留意する。

コペンハーゲン合意(仮訳)

コペンハーゲンでの 2009 年国連気候変動会議に出席している次に掲げる締約国の元首、政府の長、閣僚その他の代表団の長は:[締約国のリスト]

条約第 2 条に定められた条約の究極的な目的を達成するため、

条約の原則及び規定を指針とし、

二つの特別作業部会による作業の結果に留意し、

条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会(AWG-LCA)に関する決定 x/CP.15 及び京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会(AWG-KP)にその作業を継続するよう要請する決定 x/CMP.5 を支持して、

直ちに実施されるこのコペンハーゲン合意に合意した。

1. 我々は、気候変動が我々の時代における最大の課題の一つであることを強調する。我々は、共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力の原則に従って気候変動に早急に対処するという強固な政治的意思を強調する。気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととしない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させるという条約の究極的な目的を達成するため、我々は、世界全体の気温の上昇が摂氏 2 度より下にとどまるべきであるとの科学的見解を認識し、衡平の原則に基づき、かつ、持続可能な開発の文脈において、気候変動に対処するための長期的協力の行動を強化する。我々は、気候変動の悪影響を特に受けやすい国における気候変動の死活的な影響及び対応措置の潜在的な影響を認識し、国際的な支援を含む包括的な適応計画を作成する必要性を強調する。

2. 我々は、科学に基づき、また、世界全体の気温の上昇が摂氏 2 度より下にとどまるよう世界全体の排出量を削減することを視野に入れた IPCC 第 4 次評価報告書に示されているとおり、世界全体の排出量の大幅な削減が必要であることに同意し、科学に沿って、かつ、衡平の原則に基づいて、この目的を達成するための行動をとる。我々は、開発途上国におけるピークアウトのための期間はより長いものであることを認識し、また、社会・経済開発及び貧困撲滅が開発途上国の最優先の課題であること並びに低排出開発戦略が持続可能な開発にとって不可欠であることに留意し、世界全体及び各国の排出量のピークアウトを可能な限り早期に実現するために協力すべきである。

3. 気候変動の悪影響及び対応措置の潜在的な影響への適応は、すべての国が直面する課題である。開発途上国、特に脆弱な開発途上国(なかんずく後発開発途上国、小島嶼開発途上国及びアフリカ)において、脆弱性の減少及び回復力の構築を目的とした適応のための行動の実施を可能とし、並びにこれを支援することによって条約の実施を確保するため、適応に関する強化された行動及び国際協力が緊急に必要とされている。我々は、先進国が、開発途上国における適応のための行動の実施を支援するため、十分な、予測可能なかつ持続可能な資金、技術及び能力の開発を提供することに同意する。

4. 附属書 I 国は、個別に又は共同して、2020 年に向けた経済全体の数量化された排出目標を実施することをコミットする。附属書 I 国は、この排出目標を、INF 文書に取りまとめるため、2010 年 1 月 31 日までに付表 I に定める様式により事務局に提出する。これにより、京都議定書の締約国である附属書 I 国は、京都議定書によって開始された排出削減を更に強化する。先進国による削減の実施及び資金の提供については、既存の及び締約国会議によって採択される追加的な指針に従って、測定され、報告され、及び検証されるとともに、このような目標及び資金の計算方法が厳密な、強固なかつ透明性のあるものであることを確保する。

5. 条約の非附属書 I 国は、条約第 4 条 1 及び第 4 条 7 の規定に従い、かつ、持続可能な開発の文脈において、緩和のための行動を実施する。これらの緩和のための行動は、INF 文書に取りまとめるため、非附属書 I 国が 2010 年 1 月 31 日までに付表 II に定める様式により事務局に提出するものを含む。後発開発途上国及び小島嶼開発途上国は、自発的にかつ支援を基礎として、行動をとることができる。非附属書 I 国が後に行う緩和のための行動及び行うことが想定されている緩和のための行動(国別目録を含む。)は、締約国会議によって採択される指針に基づき、条約第 12 条 1 (b) の規定に合致した国別報告書を通じて、2 年ごとに通報される。国別報告書その他の方法で事務局に送付されるこれらの緩和のための行動は、付表 II に掲げる一覧表に追記される。非附属書 I 国が行う緩和のための行動は、それぞれの国内的な測定、報告及び検証の対象となり、そ

の結果は、国別報告書を通じて、2年ごとに報告される。非附属書I国は、各国の主権の尊重を確保する明確に定められた指針の下での国際的な協議及び分析に供するため、国別報告書を通じて自国の行動の実施に関する情報を送付する。国内的に適当な緩和のための行動であって国際的な支援を必要とするものは、関連する技術、資金及び能力の開発の支援とともに登録簿に記録される。これらの支援を受けた行動は、付表IIに掲げる一覧表に追記される。これらの支援を受けた国内的に適当な緩和のための行動は、締約国会議によって採択される指針に従い、国際的な測定、報告及び検証の対象となる。

6. 我々は、森林の減少及び劣化に由来する排出を削減することの重要な役割並びに森林による温室効果ガス排出の吸収を強化する必要性を認識し、先進国からの資金の調達を可能とするため、REDD プラスを含む制度を直ちに創設することにより、こうした行動に対して積極的な奨励措置をとる必要があることについて同意する。

7. 我々は、緩和のための行動の費用対効果を高め、及びこれを促進するため、市場を活用する機会を含む種々の方法を追求することを決定する。開発途上国、特に低排出経済である開発途上国については、低排出の経路で発展を継続するため、奨励措置がとられるべきである。

8. 条約の実施を強化するため、拡充された、新規のかつ追加的な資金であって、予測可能かつ十分なもの及び改善されたアクセスが、緩和(森林の減少及び劣化に由来する排出を削減する(REDDプラス)ための相当量の資金を含む。)、適応、技術の開発及び移転並びに能力の開発のための強化された行動を可能にし、並びに支援するため、条約の関連規定に従い、開発途上国に対して供与される。先進国は、新規のかつ追加的な資金(林業及び国際機関を通じた投資を含む。)を供与することを、先進国全体としてコミットし、この資金は、適応と緩和との間で均衡のとれた配分が行われ、2010年から2012年までの期間に300億米ドルに近づくものとする。適応のための資金については、後発開発途上国、小島嶼開発途上国及びアフリカ諸国のような最も脆弱な開発途上国に優先的に配分される。先進国は、意味のある緩和のための行動及び実施の透明性の文脈において、開発途上国のニーズに対応するため、2020年までに年間1,000億米ドルを共同で調達するという目標にコミットする。この資金は、代替の資金源を含め、公的な及び民間の並びに二国間及び多国間の幅広い資金源から調達される。適応のための新たな多国間の資金は、先進国及び開発途上国が衡平に代表される管理の仕組みを有する効果的かつ効率的な資金上の措置を通じて提供される。こうした資金の相当な部分は、「コペンハーゲン緑の気候基金」を通じて提供されるべきである。

9. このため、代替の資金源を含む潜在的な収入源からの拠出について検討する「ハイレベル・パネル」が、この目標の達成に向け、締約国会議の指針の下で、ま

た、締約国会議に対して責任を負うものとして設置される。

10. 我々は、開発途上国における緩和(REDDプラスを含む。)、適応、能力の開発並びに技術の開発及び移転に関連した事業、計画、政策その他の行動を支援するため、条約の資金供与の制度の実施機関として、「コペンハーゲン緑の気候基金」を設立することを決定する。

11. 我々は、技術の開発及び移転のための行動を強化するため、各国の主導による手法を指針として、かつ、自国の事情及び優先順位に基づいてとられる適応及び緩和のための行動を支援するための技術の開発及び移転を促進する「技術メカニズム」を設立することを決定する。

12. 我々は、条約の究極的な目的の観点を含め、この合意の実施に関する評価を2015年までに完了させることを要請する。この評価は、気温が摂氏1.5度上昇することとの関連を含め、科学によって提示される種々の問題に関する長期の目標の強化について検討することを含む。

付表 I

2020 年の経済全体の数量化された排出目標

[illegible]

付表 II

途上国の国内的に適当な緩和のための行動

[illegible]

途上国支援に関する「鳩山イニシアティブ」

鳩山総理大臣は、国連気候変動首脳会合において途上国の支援策について様々な提案を行った。今般、日本の途上国支援の基本的方針としてそれら提案事項を具体化し、途上国支援に関する「鳩山イニシアティブ」として取りまとめた。日本は、今後、このイニシアティブを実行に移すことにより、世界規模での「環境と経済の両立」の実現と「低炭素型社会」への転換に貢献するつもりである。

1. 基本認識

<気候変動問題>

気候変動の現状は深刻であり、我々一人一人の迅速な行動が求められている。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）では、大気中の温室効果ガス濃度の上昇により、2100年までに世界の平均気温が1.8～4.0℃上昇すると予測している。また、こうした気候変動現象により、世界規模での極端な高温や熱波、大雨の頻度増大、生態系の重大な損失、海面水位の上昇、食料生産の影響等が発生する可能性も指摘されている。

<世界が対策の必要性で一致>

気候変動問題は、一人の力、一国の力では解決できない。世界各国の結束、緊急かつ息の長い長期間の取組、途上国への国際協力の拡充が必要である。

G8各国は、日本が主催した2008年の北海道洞爺湖サミット及び2009年のラクイラ・サミットにおいて、産業化以前の水準からの世界全体の平均気温の上昇が摂氏2度を超えないようにすべきとの広範な科学的見解を認識するとともに、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量の少なくとも50%の削減を達成するとの目標を全ての国と共有することを表明し、この一部として、先進国全体で同年までに1990年又はより最近の複数の年と比して80%またはそれ以上削減するとの目標を支持すること

に合意した。

気候変動対策の必要性は、今や先進国のみならず途上国も含む世界が認めるところとなっている。2009年、エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム（MEF）首脳宣言において、中国やインド等の主要排出途上国を含む各国首脳は、気候変動は世界全体として異例の対応を必要とする明白な危険を呈していることを確信し、この課題に精力的に対応することで一致した。

<途上国支援の必要性>

世界全体の温室効果ガス排出量に占める途上国の排出量の比率は、1990年の34%から、2005年には50%と増加しており、今後も増大していくことが見込まれている。したがって、全地球的に気候変動対策に取り組むためには、途上国も、絶対的ないし（何も対策を採らない場合に比して）相対的に温室効果ガスを削減することが不可欠である。

更に言えば、途上国では温室効果ガスを追加的に削減するのに要する費用が小さく、地球規模での削減を進める上でも、途上国における削減は効率的であると言える。

国際連合において 2001 年にとりまとめられたミレニアム開発目標（MDGs）の一つにも、環境の持続可能性を確保すべきことが謳われている。その一方、多くの途上国において、資金が限られている中、気候変動対策よりも他の経済社会開発が優先される傾向があることも事実であり、こうした国への支援を通じた対策強化が必要とされている。

第一に、緩和行動への支援が必要である。途上国支援に当たっては、日本の優れた技術を活用した省エネルギー・クリーンエネルギー化への途上国からの期待や、途上国が一次産業に依存していること、途上国における森林減少及び劣化への対策（REDD）の重要性、環境汚染対策と気候変動対策を同時に進めるコベネフィット・アプローチの有益性にも十分配慮すべきである。

第二に、気候変動の悪影響に脆弱な国において、気候変動に起因する自然災害への対応や生物多様性の保全など、適応のための能力を強化する必要がある。

更に、途上国支援のための資金は世界規模で迅速かつ相当に拡大されるべきであり、その資金は官民双方から動員される必要がある。

<日本が果たすべき役割>

気候変動対策に国家として政策を総動員し、地球と日本の環境を守り、未来の世代に引き継いでいくことは我々の世代の責務である。また、日本は、経済成長を維持しつつ、公害問題を克服し、省エネルギー型社会を構築した実績がある。さらに、自然災害への対応や天候不順への適応等には長い歴史と豊富な経験を持つ。この経験を途上国の持続可能な開発に役立てていくことが必要である。

日本は、相当の新規で追加的な官民資金を通じて、日本の得意分野を生かし、途上国に対するきめ細かな支援を行う。特に、民間資金と技術を引き出し、支援の充実を図るには、ビジネス上のモチベーションを上手く活用することが不可欠であり、途上国支援の面でも、環境と経済の両立を図っていくことが重要である。また、支援を通じて日本は先進国と途上国との架け橋となり、世界規模での低炭素型社会への転換に貢献することを目指す。

このことはまた、日本が自らの気候変動対策技術に磨きをかけることで世界の先頭に立ち、日本の緩和と適応双方の技術と知見を世界に広めることにつながり、日本経済にとっての大きなチャンスをもたらす。

<日本の途上国支援の骨格>

まず、2012年末までの間、排出削減等の気候変動対策に取り組む途上国、及び気候変動の悪影響に対して脆弱な途上国への支援を行う。この支援は、世界全体での温室効果ガス削減に貢献すること、2013年以降の新たな枠組みへのスムーズな移行に貢献すること、そして新たな枠組みへの途上国の野心的な参加を促すこと等を目的とする。

2013年以降の支援については、支援の効果を最大化させる国際システム（世界銀行等も活用した基金設立、マッチング・メカニズム等）について世界に提案しているが、日本としても技術、資金、人材のあらゆる面で応分の貢献を行う。また、緩和の分野においては、民間企業の意欲

を高めるような仕組みを新たに提案していくことによって、省エネ機器・設備から原子力発電等のインフラ・システム分野に至るまで、幅広い分野で日本の先進技術の世界への普及を促進し、支援をより充実させることを目指す。

2. 2012年までの支援

＜新たな公約＞

以上の課題に対し、国際社会において重要な責任を担う国の一つとして、日本は、COP15における政治合意の成立を前提として、従前の公約（クールアース・パートナーシップ。民間資金を含み、2008年から5年間で1兆2,500億円（概ね100億ドル）規模の支援）を再編し、より円滑な支援の実施を可能にするとともに、排出削減等の気候変動対策に取り組む途上国、及び気候変動の悪影響に対して脆弱な途上国を広く対象として、国際交渉の進展状況を注視しつつ、2012年末までの約3年間で、官民合わせて約1兆7,500億円（概ね150億ドル）規模の支援（うち公的資金1兆3,000億円（概ね110億ドル））を実施する。

この新たなイニシアティブの下、日本が有する低炭素技術等の優れた技術や知見を積極的に活用した途上国の緩和行動への支援や、特に緊急を要する脆弱な途上国や島嶼国の適応プロジェクトやキャパシティ・ビルディングへの支援を強化し、より広く総合的な分野に対し、効率的、効果的な支援を実施していく。

＜具体的支援策＞

経済的に厳しい状況に置かれている途上国の温室効果ガス排出量削減及び気候変動のもたらす悪影響に対する取組を後押しすべく、STEP（本邦技術活用条件）、気候変動対策プログラムローンなどの円借款や無償資金協力、技術協力といった二国間支援を強化していく。具体的には、途上国における、再生可能エネルギー、高効率火力発電など低炭素型電力供給システムを含むエネルギーインフラの導入をはじめとした省エネ

ギー・クリーンエネルギー化推進、鉄道等低炭素な交通インフラの整備、省エネ・省水型工場システムなど低炭素な社会インフラ・システムの導入、森林減少及び劣化への対策等の緩和策や、気候変動の悪影響に脆弱な途上国において防災対策、高温・干ばつ・洪水等の自然災害の激甚化対策、生物多様性保全等の適応策を支援し、また途上国政府の政策に気候変動対策を組み込んでいくことを積極的に支援していく。また、日本と米英が主導して世界銀行に設立した気候投資基金（CIF）をはじめとした多国間協力を進めていく。

さらに、公的資金・公的リスク補完機能を民間資金の呼び水とすることや、日本が有する優れた技術や知見を積極的に活用することを推進する。このため、国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）による気候変動ファイナンスの拡充、新エネルギー・産業総合開発機構（NEDO）等による民間プロジェクト支援や研究協力、日本貿易保険（NEXI）のリスク補完の強化等を行う。これらの取り組みにより、民間部門と密接に連携し、プロジェクト案件の発掘、形成、ベストプラクティスや削減ポテンシャルの共有、人材育成も含めた途上国支援を行っていく。

3. 2013 年以降の支援

<巨額の資金の必要性>

2020 年や 2030 年時点での途上国での資金需要については、温室効果ガス削減に向けた先進国と途上国の役割分担のあり方や、取組の進展振り等により変化するものである。この資金需要については様々な分析や提案がなされている。

日本は、本年 9 月の国連気候変動首脳会合で、気候変動問題の解決のために、巨額の資金需要があり、そのための支援を戦略的に増やしていくことの必要性を訴えた。

この大きな資金需要にかんがみ、既存の枠組みに加えて途上国支援に必要な財源を確保するための制度の検討を進めており、各国の準備の状況に応じて日本も相応の対応をしていく。

<官民双方による途上国への支援・投資と、それを支える国際的なシステムの具体像>

世界全体としての 2013 年以降の途上国支援においては、二国間の支援や多国間の枠組みを通じた支援、民間資金の何れもが一層活用されるべきであり、それぞれの支援の効果を最大化させる国際的なシステムの構築が不可欠である。また、特に民間セクターには、技術の開発、普及及び移転において重要な役割が期待されており、民間資金を引き出していくためのインセンティブを織り込んだ制度設計が欠かせない。こうした観点から、2013 年以降の取組に当たっても、JICA、JBIC、NEDO や貿易保険等の一層の活用を図っていく。

<国際的な資金枠組み>

国際的な多国間支援の枠組みについては、既に本年 11 月に国連の作業部会において、途上国の緩和行動、適応行動、体制強化及びキャパシティ・ビルディング（人材育成）の支援を行うため、世界銀行を活用した基金等の 3 つのマルチ基金の設置を中心とした日本提案を提出した。現在、各国の提案の統合をはかるなどの形で交渉が進んでいる。気候変動関連の基金による円滑で実効性ある資金提供、スリムな組織による迅速かつ途上国ニーズの多様性に対応した適切な支援、気候変動の悪影響を受けやすい脆弱な途上国へのフレンドリーな支援の実施を可能とする枠組みで合意がはかれるよう、引き続き建設的に交渉に参画していく。

また、途上国支援の予測可能性や革新的メカニズムについても国際交渉が続いており、今後も積極的に議論に参画していく。

<ワンストップの情報提供及びマッチング>

日本は、国連の気候変動に関する枠組みの下で、資金の使途の透明性及び実効性を確保しつつ、専門家グループがワンストップの情報提供を行い、マッチングを促進すべく案件毎に最適な資金へのアクセスを迅速化する支援を行うメカニズムをあわせて提案しており、そのような考え

方の実現に向け、積極的な交渉を行う。また、実際の制度の構築にあたっては、技術協力アドバイザー・グループとの補完・連携に適切に配慮していく。

<技術移転促進と知的財産権の保護>

また、途上国のニーズと実態に即した技術協力を知的財産保護と両立する形で実現するべく、官民パートナーシップによる技術協力アドバイザー・グループの構築も提案している。日本は、ここに含まれる、地域・セクターを中心とした、地に足の着いた技術移転という考え方が反映されていくよう国際交渉に積極的に参加していく。

<測定・報告・検証の仕組み>

なお、緩和の測定・報告・検証（MRV）に関する議論も COP15 に向けて交渉は大詰めを迎えているが、国際機関等の活用や専門家組織の設立も含め、その仕組みを確立・改善し、途上国での排出削減効果を最大化できるよう、引き続き他の先進国や関係機関と協力しながら交渉にあたる。

<適切なクレジット制度の構築>

また、民間資金・民間技術は、途上国による温室効果ガス排出削減を強力に進める上で不可欠である。その意味において、交渉に当たっては、まず、気候変動対策としての効果（環境十全性）に配慮しつつ、現行の柔軟性メカニズムの改善を行う必要がある。加えて、日本が世界に誇るクリーンな技術や製品、インフラ、生産設備などの提供を行った企業の貢献が適切に評価されるよう、また、途上国における森林減少及び劣化への対策なども気候変動対策として適切に評価されるよう検討することを含め、新たなメカニズムの構築を提案していく。同時に、炭素クレジットに関する国内の制度設計を進めつつ、二国間、多国間を含む様々な枠組みを通じて、クレジットを生み出す新たなプロジェクトを開拓し、民間投資を促進していくことも、積極的に検討する。

<日本の官民による貢献の姿>

日本としては、各分野で有する高い技術力を戦略的に活用しつつ、官民一体となって応分の貢献を行っていくつもりであり、同時に各国にも積極的な貢献を求めている。さらに、支援の具体的な実施にあたっては、2013年以降の新たな国際枠組みのあり方など、国際交渉の進展を十分注視し、先進国の約束、途上国の行動、これに対するMRV等、他の論点とともに一体的に検討していく。

気候変動枠組条約第 15 回締約国会議(COP15)
京都議定書第 5 回締約国会合(CMP5)等の概要

平成 21 年 12 月 20 日
日本政府代表团

1. 全体の概要

- (1) 12 月 7 日から 19 日までデンマークのコペンハーゲンにおいて、気候変動枠組条約第 15 回締約国会議(COP15)、京都議定書第 5 回締約国会合(CMP5)等が行われた。鳩山総理大臣、小沢環境大臣、福山外務副大臣、増子経済産業副大臣、大谷環境大臣政務官等が出席した。
- (2) 前半の事務レベルの特別作業部会における議論、閣僚レベルでの協議等を経て、17 日夜から 18 日深夜にかけては首脳による協議・交渉も行われた。30 近くの国・機関の首脳レベルの協議・交渉の結果、「コペンハーゲン合意」が作成された。
- (3) その後 19 日未明にかけて、「コペンハーゲン合意」をCOP全体会合にかけたところ、先進国、島嶼国、LDCを含めほぼ全ての国が賛同し、その採択を求めたが、数か国(ベネズエラ、キューバ、ボリビア、スーダン等)が、作成過程が不透明であったことを理由に採択に反対したため、条約締約国会議として「同合意に留意する」と決定された。今後の議論については、本年終了することになっていた AWG-LCA も、AWG-KP とともに作業を継続することが決定された。

2. 2つの特別作業部会(AWG-LCA、AWG-KP)における交渉

- (1) 第 1 週目は、枠組条約の下での長期的協力について話し合う特別作業部会(AWG-LCA)及び京都議定書附属書Bの改正について話し合う特別作業部会(AWG-KP)の双方において、11 月のバルセロナ会合までの議論を踏まえ、引き続き議論が進められたが、実質的進展はほとんど得られなかった。
- (2) 11 日(金)には、事態を開きやすく、両作業部会の議長からそれぞれ締約国会議(会合)に提出する報告書案が提示された。
 - (イ) AWG-KP 議長からは、京都議定書附属書Bの改正を採択する内容を含む、途上諸国の意向を強く反映する案が提示された。京都議定書附属書Bの改正を先議すべしとする多くの途上国は、同議長提案を歓迎したが、先進諸国は、京都議定書のみでは世界規模の温室効果ガス削減に不十分であるとして、京都議定書を締結していない先進国(米国)や同議定書の下で義務を負わない主要途上国(中国、インド等)の排出削減を含めた包括的かつ実効的法的枠組みを構築すべしと主張し、議長提案に反対した。
 - (ロ) AWG-LCA 議長の提案も京都議定書附属書Bの改正を前提とし、先進国を米国と京都議定書締約国に区別するものであった。この提案に基づき、温室効果ガス削減について先進国と途上国のとるべき行動や義務の程度、共有のビジョン、資金支援の方式等を巡り議論したものの、意見の対立は埋まらなかった。
- (3) 両議長の提案を巡り、12 日(土)以降も、閣僚級非公式協議や AWG の分科会等が続けられたが、合意に向けた進展は得られないまま、16 日(水)には、両議長提案を若干修正したテキストが、未合意のまま気候変動枠組条約締約国会議(COP)、京都議定書締約国会合(CMP)双方に報告され、議論を継続することとなった。

3. COP・CMP における交渉、首脳級の調整

- (1) 16 日(水)、交渉はCOP、CMPの場に移された。COP 議長が、両 AWG の報告を踏まえた新たな文書を提出し議論を進展させたいとの発言をしたところ、中国、インド、ブラジル等の主要途上国が、両 AWG からの報告文書に基づき交渉をすべきと強く反発した。このため、議論は再度紛糾し、17 日(木)、両 AWG 議長の文書を基礎に論点別のドラフティング会合が行われたが、特段の進展は見られなかった。先進国側としては、少数国会合の実施、議長国デンマークによる新提案

の提示を求めたが、途上国は透明で全ての締約国が参加するプロセスを志向し、議事進行は混乱した。

- (2) こうした中、17 日(木)夜の晩餐会後、少数国による首脳級の会合が実施された。鳩山総理をはじめ、オバマ米大統領(18日のみ)、ブラウン英首相、ラッド豪首相、メルケル独首相、サルコジ仏大統領、中国、インド、ブラジル、南ア、小島嶼諸国グループやアフリカ諸国グループといった途上国地域代表等 30 近くの国・機関の首脳級が参加して、18 日(金)も午前から首脳級会合で断続的に議論が続き、18 日深夜になって、これらの国々の間で「コペンハーゲン合意」が合意された。
- (3) その後、「コペンハーゲン合意」をCOP全体会合にかけたところ、先進国、島嶼国、LDCを含めほぼ全ての国が賛同し、その採択を求めたが、数か国(ベネズエラ、キューバ、ボリビア、スーダン等)が、作成過程が不透明であったこと等を理由に採択に反対したため、議論が紛糾し、デンマーク首相は議長を降板し、最終的には 19 日午後に、副議長(バハマ)の下で、条約締約国会議として「同合意に留意する」と決定された。

(参考)「コペンハーゲン合意」の主たる内容

- ① 世界全体としての長期目標として産業化以前からの気温上昇を 2 度以内に抑える。
- ② 附属書 I 国(先進国)は 2020 年の削減目標を、非附属書 I 国(途上国)は削減行動を、それぞれ付表 1 及び 2 に記載する。各国は 2010 年 1 月 31 日までに記載事項を提出する。
- ③ 締約国の行動は MRV(測定/報告/検証)可能なものとされなければならない。非附属書 I 国(途上国)が自発的に行う削減行動も国内検証を経た上で、国際的な協議の対象となる。支援を受けて行う削減行動は国際的な MRV の対象となる。
- ④ 先進国は、2010~2012 年の間に 300 億ドルの新規かつ追加的な資金による支援を共同で行い、また 2020 年までには共同して年間 1,000 億ドルの資金動員目標を約束する。
- ⑤ 2015 年までに合意の実施状況を評価する。

4. 日本政府の対応

- (1) 日本政府としては、鳩山総理、小沢環境大臣によるバイ会談や福田外務副大臣や増子経済産業副大臣、大谷環境大臣政務官による各国代表団長への働きかけ等を通じて、議長国デンマーク政府との連携、米国等他の先進国との協調、中国をはじめとする途上国への働きかけ等を進めながら、交渉に参画、貢献し、全ての主要排出国の参加する 1 つの枠組みの必要性をはじめとする各論点について積極的主張を行った。
- (2) 鳩山総理は、18 日の首脳級会合でステートメントを発表すると共に、17 日の首脳級晩餐会、その直後から 18 日夜にかけての首脳級の会合に出席し、コペンハーゲン合意の作成交渉に直接参加した。併せて、デンマーク、中国等とのバイ会談を行った。小沢環境大臣は 12 日午後から現地に滞在し、各国とのバイ会談等を行うとともに、ハイレベル会合でステートメントを行った。
- (3) これに先立ち、16 日(水)には、小沢環境大臣より、日本は、全ての主要排出国が参加する公平で実効性のある枠組みの構築と野心的な目標の合意を前提に、2020 年までに 90 年比 25% の削減を目指すことを改めて表明すると共に、鳩山イニシアティブの具体化として、COP15 における政治合意の成立の際には、温室効果ガスの排出削減など気候変動対策に積極的に取り組む途上国や、気候変動の悪影響に脆弱な状況にある途上国を広く対象として、2012 年末までの約 3 年間で 1 兆 7,500 億円(概ね 150 億ドル)、そのうち公的資金は 1 兆 3,000 億円(概ね 110 億ドル)の支援を実施していくことを決定した旨発表し、各国から歓迎されると共に、交渉の進展に弾みを付けた。

(了)